



■ 同一労働同一賃金 ■

昨年6月に同一労働同一賃金に関する初めての最高裁判決が言い渡され、働き方改革に伴う法改正も予定されているので、現時点での概略をお伝えします。

*同一労働同一賃金は、大企業は2020年4月、**中小企業は2021年4月**からスタートです。

◆ 同一労働同一賃金とは何か ◆

一般的には「正社員と同じ仕事をしている非正規社員に同じ額の賃金を支給しなければならない」と考えられていますが、より正確に判断するためには、パートタイム・有期雇用労働法に「同じ仕事」であるかどうかを判断する要素として、以下の3つが挙げられています。

- ①・・・仕事内容（担当する仕事内容とそれに伴う責任の程度）
- ②・・・仕事内容・配置の変更の範囲（職種転換・転勤の有無および範囲）
- ③・・・その他の事情（定年後の雇用であることなど）

◆ 当面求められる対応 ◆

- ①・・・正社員、契約社員、パート社員、アルバイト等々、名称にかかわらず全ての雇用区分の『待遇の違い』をまとめ、その差異をまとめておくこと
例) 雇用区分に応じた「給与の各手当、福利厚生等」の比較表を作成するなど
- ②・・・①の差異について、一般的に合理的な説明ができるか検討すること（通勤手当の有無など）
- ③・・・②で合理的な説明ができない場合は、待遇の見直しを検討すること

重要な論点については未だ不明確な状態にありますが、今後、裁判を通じて対応すべき水準が明らかになっていくと予想されます。

まずは待遇の比較表の作成等を通じ、自社の課題抽出を優先して取り組んでいただければと思います。ご不明な点等、お気軽にあおば事務所にご相談いただければと思います。

■ お知らせコーナー ■

あおば事務所の夏季休業・・・8/10(土)～8/15(木)の期間は営業していません。

*期間中の連絡については8/16(金)以降に対応させていただきます。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定(いわゆる月変)・・・基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更があった場合には、該当した支払月の月末までに給与変更連絡票の送付をお願い致します。

■ 職場における熱中症対策 ■

厚生労働省の発表によると、昨年、職場で熱中症にかかった人のうち、死者が28人、労災の報告義務がある4日以上のお休み者が1,150人にのぼったことが判明しました。異常気象を背景にいずれも前年から倍増しているようです。

◆ 屋内作業でも要注意！かかりやすいのはどんなとき？ ◆

業種別では、従来から発生数の多かった建設業のほか、屋内作業が比較的多い製造業や運送業も前年からほぼ倍増しています。熱中症が発生しやすいのは、気温が高い日だけでなく、梅雨の中休みや梅雨明け時など急に暑くなったとき、熱帯夜が続いたとき、照り返しが強い場所などです。それほど気温が高なくても湿度が高い場合は発生しやすくなります。

◆ 職場で行うと良い熱中症への予防策 ◆

【厚生労働省「令和元年「STOP!熱中症 クールワーク キャンペーン」実施要綱」参照】

- ・休憩場所の整備
- ・涼しい服装の推奨
- ・作業時間の短縮（休憩回数の調整）
- ・定期的な水分/塩分の摂取（設備や備品設置など）
- ・健康診断結果に基づく措置
(リスクの高い疾患がある従業員には人員配置の際に医師の意見を聞く)
- ・日常の健康管理
- ・労働者の健康状態の確認
- ・熱中症予防管理者を任命し、その巡視



■ マイナンバーカードはお持ちですか？ ■

以前に政府から2021年3月以降に『保険証機能』をマイナンバーカードに付与する方向で発表されておりますが、最近の発表ではさらに『お薬手帳』も2021年中に統合する方針がでております。ハローワークカードやジョブカードといったものも紐づけされる予定のようですので、まだお持ちでない方は検討してみても良いかもしれません。